## 「OKB森林共和国」における恵みの森林づくり協定書

株式会社大垣共立銀行(以下「甲」という。)、揖斐川町(以下「乙」という。)及び岐阜県(以下「丙」という。)は、岐阜県揖斐川町における恵みの森林づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、第2条に定める森林において植樹及び保育等の森林整備活動を実施することにより恵みの森林づくりに貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとし、乙及び丙は甲の実施する活動に対し誠意をもって協力するものとする。
  - 2 甲は、丙が進める清流の国づくりに貢献するため、「恵みの森林づくり活動」の普及に協力するものとする。

(活動の対象とする森林)

- 第2条 この協定により、甲が植樹及び保育等の森林整備活動を行う森林(以下「協定森林」 という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、この森林の名称を「OKB森林共和国」と いう。
  - 1 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂 1509-15 揖斐高原スキー場ゲレンデ跡地
  - 2 面 積 2. Oha
  - 3 図 面 別添のとおり

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成27年5月12日から32年3月31日までとする。 ただし、甲又は乙から期間を延長したい旨の申し出があった場合には、甲、乙及び丙が 協議の上、期間を延長することができるものとする。

(活動の実施)

第4条 甲は、協定森林における恵みの森林づくり活動を別に定める「OKB森林共和国」 活動計画(以下「活動計画」という。)に基づき実施するものとする。

(助言協力)

第5条 乙及び丙は、甲がこの協定に基づく恵みの森林づくり活動を円滑に実施できるよう 助言協力するものとする。 (信義誠実の尊重)

第6条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

(その他の事項)

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項 に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通 を保有する。

平成27年5月12日

甲 岐阜県大垣市郭町3丁目98番地 株式会社大垣共立銀行 取締役頭取

乙 揖斐川町 揖斐川町長

丙 岐阜県 岐阜県知事